公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４７８号
栃木県大田原市紫塚１丁目１番39号　住吉レジデンス605号、住民票上の住所栃木県那須塩原市井口1181番地３
債務者　本田　金**滿**
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８８号
栃木県大田原市紫塚１丁目１番39号　住吉レジデンス602号
債務者　沼尾　理美
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９６号
栃木県下野市医大前２丁目２番地７　パティオＤ棟103号室、前住所栃木県下野市石橋27番地
債務者　五十嵐直巨（旧姓笠野）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９９号
栃木県下都賀郡壬生町表町２番13号　メゾンアベニールＢ202
債務者　工藤　　大
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０４号
栃木県矢板市末広町14番１号　アサヒハイツ202号
債務者　菊池トシ子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７２号
川崎市幸区南加瀬３―13―33、住民票上の住所川崎市幸区小倉５丁目１番56号　石井ビル１階
債務者　伊波いつ子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
栃木県栃木市藤岡町藤岡3736番地１　エレガントライフ201、従前の住所埼玉県蓮田市馬込２丁目102番地　ライトパンジー201号
債務者　清水　梨緒（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第９１号
栃木県小山市大字羽川14番地２　ラビットハウスイトウ105
債務者　大河原みち子（旧姓勝木）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第９８号
栃木県小山市駅東通り１丁目８番２号　アンビックス小山グランテムスクエア501
債務者　本田　裕也
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１６１１号
神奈川県大和市草柳３丁目20番地20
債務者　石井　道子（旧姓登坂）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６９３号
横浜市青葉区市ケ尾町495番地18　サンハイム信田102
債務者　題府　志郎
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９４号
栃木県鹿沼市茂呂183番地１　グラシアＫ102
債務者　竹澤　征行
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６５０号
横浜市都筑区東山田４丁目40番17号　サラームＳ．Ｕ201
債務者　河内　雄多
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８９号
静岡県榛原郡吉田町住吉3516番地の２　フレグランス杉201
債務者　木佐森文子こと　チェ　ムンジャ
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午前11時30分　静岡地方裁判所民事第２部